

北方町子どもの読書活動推進計画

<第2次>

令和7年度～令和14年度



 北方町教育委員会

北方町子どもの読書活動推進計画<第2次>

目 次

第1章 第2次計画の策定にあたって-----	1
1 策定の背景と趣旨-----	1
2 計画の位置づけ-----	2
3 計画の期間-----	3
4 計画の対象-----	3
第2章 基本方針-----	4
1 基本方針-----	4
2 計画の体系-----	5
第3章 子どもの読書活動の推進方策-----	6
1 家庭における取組-----	6
2 図書館における取組-----	7
3 保育園・認定こども園等における取組-----	9
4 学校等における取組-----	10
5 民間団体における取組-----	12

第1章 第2次計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

子どもの読書活動は、自らの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする上で欠かせないものです。子どもたちは、本との出会いを通して、広い世界を知り、知識を得て考えを深めることができます。

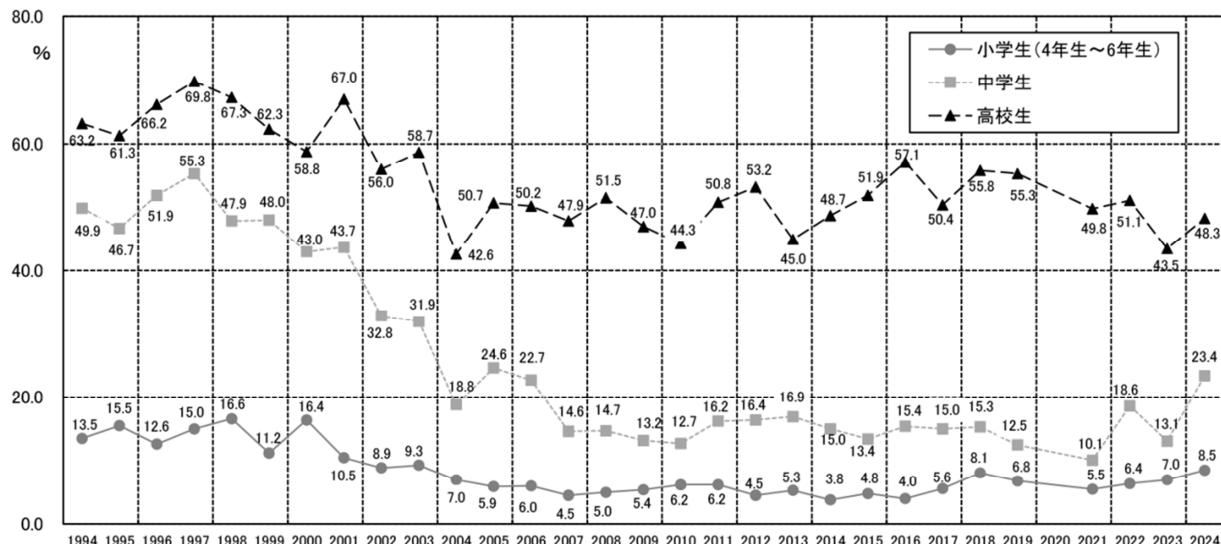
国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「子ども読書活動推進法」といいます。）を平成13年に成立させ、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」との理念に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定以後、おおむね5年ごとに基本計画の改定を行っています。

県は、平成16年3月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を策定して以降、5年ごとに計画を改定し、令和7年3月に「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を策定しています。

本町においては、平成25年4月に「北方町子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進のための環境づくりを進めてきました。

しかしながら、こうした取組を進めているにもかかわらず、子どもの読書離れは解消されたとはいえず、引き続き不断の努力が求められています。

5月1か月間の不読者（0冊回答者）の推移（全国）



【出典：全国学校図書館協議会「学校読書調査】

第1次計画の策定以後、子どもの読書環境の整備、GIGAスクール構想に基づいたICT環境の整備、新型コロナウィルス感染症の影響等、子どもの読書活動を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした状況の変化や第1次計画の成果等を踏まえ、子どもの読書活動の一層の推進を図るため、第1次計画の理念を継承しつつ、新たな方向性を示す「北方町子どもの読書活動推進計画（第2次）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

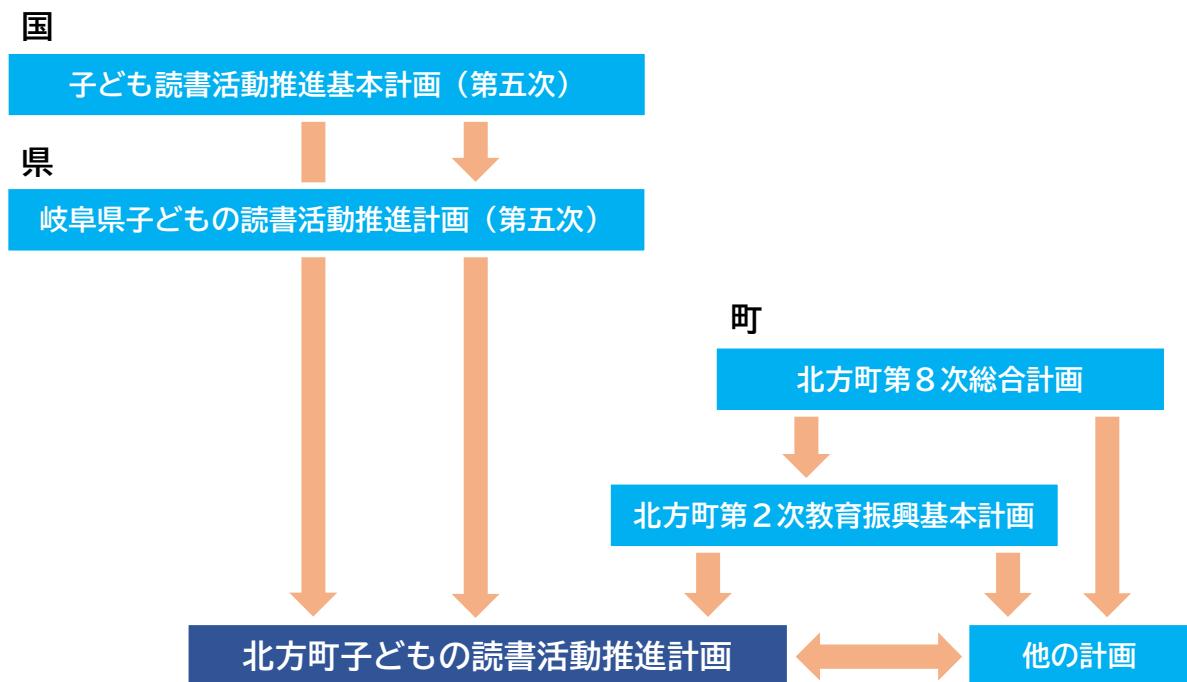
（1）計画の法的位置づけ

本計画は、子ども読書活動推進法第9条の規定に基づく「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（市町村子ども読書活動推進計画）」として策定するものです。

（2）計画の性格

本計画は、子ども読書活動推進基本計画及び岐阜県子ども読書活動推進計画を基本とし、北方町第8次総合計画や北方町第2次教育振興基本計画を受け、他の計画との整合性を図るとともに、町における子どもの読書活動推進に関する方針と具体的な施策展開の方向性を示すものです。

■計画の位置付けイメージ図



3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和14年度を目標年度とする8年計画です。なお、国・県の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
北方町第7次総合計画 (平成29年度～令和6年度)				北方町第8次総合計画 (令和7年度～令和14年度)							
北方町第1次教育振興基本計画 (平成29年度～令和6年度)				北方町第2次教育振興基本計画 (令和7年度～令和14年度)							
北方町子どもの読書活動推進計画(第1次) (平成25年度～令和6年度)				北方町子どもの読書活動推進計画(第2次) (令和7年度～令和14年度)							

4 計画の対象

本計画の対象者は、0歳からおおむね18歳以下の者とします。



第2章 基本方針

北方町第8次総合計画では「新たな感動とつながり未来輝く北方」を将来像とし、これを受けて北方町第2次教育振興基本計画では、「だれもが尊重され、安心して学び合える教育環境をつくる」を理念に、「文化、芸術、スポーツの振興を図り、いつまでも学び続けられるようにする」と社会教育の基本目標を定めています。

これらを踏まえ、本計画では、本町が目指す『住民と協働してつくる「生涯読書」のまち』実現のために、「本が好きで、たくさんの本に囲まれて、進んで楽しく本を読む子どもをはぐくむ」を基本理念とし、以下の基本方針を定めます。

1 基本方針

(1) 子どもが読書に親しむ機会の確保・充実

本に親しみ、読書への意欲を高め、自ら進んで読書に親しむ態度を育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

(2) 子どもの視点に立った読書活動の推進

こども基本法の「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」という理念を踏まえ、図書の選定や読書に関わる企画等に、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に反映させるよう努めます。

(3) 時代の変化に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想の推進等デジタル化の進展に合わせた読書環境の整備や、障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども、特別な配慮が必要な子ども等、多様な子どもたちに対応した取組に努めます。



2 計画の体系

基本理念

『住民と協働してつくる「生涯読書」のまち』

本が好きで、たくさんの本に囲まれて、進んで楽しく本を読む
子どもをはぐくむ

基本方針

子どもが読書に
親しむ機会の
確保・充実

子どもの視点に
立った読書活動
の推進

時代の変化に
対応した読書
環境の整備



第3章 子どもの読書活動の推進方策

1 家庭における取組

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるため、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望まれます。

そのため、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すような取組を目指します。

■具体的な施策

取 組	内 容
ブックスタートによる家庭への読書機会の提供と啓発	絵本を介して家族のコミュニケーションを促すため、乳児健康診断（3～4か月）時に「ブックスタート・パック」（手提げ袋、絵本、ブックレットのセット）や県立図書館の絵本紹介冊子を配付します。
家読（うちどく）の推進	家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動「家読（うちどく）」を推進します。
親子がふれあう読書機会の提供と啓発	行政が行う「家庭教育学級」などの子育て講座で、実際に読み聞かせを行うとともに、家庭でも絵本の読み聞かせが重要であることを保護者に啓発していきます。 将来、自主的に本が読める子に育てるため、乳幼児期から絵本に興味を持ち、本が好きになる取組を進めます。



2 町立図書館における取組

町立図書館は、地域における子どもの読書活動の推進主体として、地域における子どもの読書活動の推進に努めます。

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で多様な背景を持っており、町立図書館が学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要です。

デジタル社会等に対応した読書環境の整備においては、町立図書館における電子書籍の導入に向けて先進事例の研究を進めるとともに、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した子どもへの情報提供・情報発信の充実に努めます。

多様な子どもたちの読書機会の確保においては、障がい者団体など関係者からの意見も聞きつつ、障がい者サービスとして、録音図書、点字図書等のアクセシブルな書籍及び電子書籍等の整備・提供や拡大読書器・拡大鏡の整備等有効な施策について先進事例の研究を進めます。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動の推進に当たっては、多言語対応のほか、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫に努めます。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努めます。探究的な学習活動等に際し、子どもの多様な興味に応じ、図書館資料を効果的に活用できるよう、情報収集を支援します。



■具体的な施策

取 組	内 容
子ども向けの良書の充実と蔵書情報の提供	<p>子どもやその保護者、子育て事業の関係者などから選書に対する要望を積極的に聞きながら、図書館の蔵書を充実させていきます。</p> <p>町の郷土資料や子どもに適した良書を収集・保存するとともに、読み聞かせに適した大型絵本、紙芝居、パネルシアター等についても取り揃えていきます。</p> <p>図書館内（絵本コーナー、児童図書コーナーなど）の配架や配置を工夫し、子どもたちが興味をもって本を選べるようにします。</p>
読書関連イベントの開催	「おはなしポケット」、「木育広場」出の読み聞かせや、ハロウィンに関連付けた「秋祭り」など各種イベントを開催します。

	<p>図書館での子ども向け展示や特集コーナー（自由研究・工作におすすめの本、夏休みの課題図書、「夏の友」で紹介された本など）を設置し、本への興味を引き出します。</p> <p>『子どもの読書週間』に合わせて読書推進の啓発や催事などを行い読書への関心を促します。</p>
図書館職員及びボランティアの派遣による読書活動の推進	<p>各機関との連携により図書館職員や読み聞かせボランティアを派遣し、読み聞かせなどを行います。</p>
障がい児や外国籍の子ども向けの図書の充実	<p>特別なニーズのある子どもたちのために点字絵本、児童向け大活字本、LLブックなどの充実を図ります。</p> <p>外国籍の子どもに向けた多言語の図書の充実を図ります。</p>
電子書籍の導入及びデジタル化の推進	<p>子どもたちの学習にも活用できる電子書籍について、学校などと連携しながら導入をめざして研究します。</p> <p>子どもを含めた町民が、図書館を利用する際、より使いやすい図書館システムとなるよう改善すると共にマイナンバーカードの利用についても検討していきます。</p>
関係機関との連携・協力	<p>子育てに関する関係機関に対し、図書館から積極的に働きかけをし、集団貸出しを行うなど、関係機関と連携して子どもの読書活動を支援していきます。</p> <p>子どもたちの図書館見学、職場体験、インターンシップ、ボランティア活動を積極的に受け入れます。</p>
「子どもの読書アンケート」の実施	<p>「子どもの読書アンケート」年1回は実施し、読書活動に関する状況を確認していきます。アンケート結果を基に、子どもたちの視点に立った読書活動の取組を進めています。</p> <p>「子どもの読書アンケート」の内容は、学校等と協議しながら進め、結果についても関係機関で共有していきます。</p>

3 保育園・認定こども園等における取組

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、保育園、認定こども園等は、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の意義を普及することが重要です。

保育園、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、町立図書館の団体貸出しを利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めます。図書の選定においては、町立図書館の司書にも協力を求め、適切な図書の整備に努めます。

■具体的な施策

取 組	内 容
読み聞かせやお話の時間の充実	絵本タイムを設けて読み聞かせやお話をするとともに、休み時間やお迎え待ちなどの隙間時間に読み聞かせを実施し、子どもたちが絵本に親しむ機会を確保します。 保護者や地域のボランティアの協力により読み聞かせを実施する時間を設けます。
親子で本に親しむ機会づくり	子どもが選んだ本を貸し出して、家庭で親子が本と親しめるような機会を提供します。 おすすめの絵本の紹介や読み聞かせの重要性についての情報を保護者に提供・啓発し、家庭での読書活動を支援します。
図書の充実と本に親しみやすい環境整備	予算やスペースの可能な範囲で選書に配慮し、絵本や紙芝居などを購入するなどして蔵書を充実します。 図書館が実施する「団体貸出し」を利用し、子どもたちが本に親しみやすい環境を整えます。 生き物や植物など子どもたちが興味のあることをすぐに調べられるように、絵本や図鑑を取り出しやすいところに配置して、本を活用できる環境を整えます。



4 学校等における取組

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するよう努めます。

個々の子どもが、主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援するため、児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わる取組を進めます。

読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくために、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備する必要があります。各校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、図書整理員、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的に学校図書館を運営する体制の整備に努めます。

■具体的な施策

取 組	内 容
朝読書	「朝読書」として朝10分間の読書時間を設けています。教師も児童生徒も同じ条件でみんなで取り組みます。 自分で選んだ好きな本を読み、読書時間という楽しく充実した時間を大切にします。
図書整理員による図書館オリエンテーション	全学年が年度初めに図書館オリエンテーションを実施します。発達段階に応じて図書館の活用の仕方や読み聞かせを行い、図書館利用を推進します。
図書委員によるイベントの実施	図書委員が、読書に親しんでもらうためのイベントを企画します。スタンプラリー、しおりの配布、おすすめ本の紹介、ビブリオバトル等、その年の実態を踏まえて実施します。
教科授業に合わせた並行読書	授業に関連する本を集め、ブックトラックにセットしたものを教室に運び、いつでも読めるようにしています。
P T Aによる親子読書の取組	積極的に親子で一緒に読書する期間を設けて、実施しています。

長期休業期間における図書館開放	夏季休業期間中に図書館開放日を3日間設定し、児童生徒だけでなく保護者にも貸出しを行っています。
青空図書館の開館	「子どもサミットの日」に第2体育館回廊において図書館の本を配置し、ボランティア等で玄関先に出ている児童生徒が本を借りられるようにしています。
本(紙芝居)の読み聞かせ	月に1度、1部(1~4年生)の児童を対象に、図書委員長による紙芝居の読み聞かせを実施します。
K Tカードの活用	年度初めにK Tカード(北方図書館カード)を全校児童に配付します。カードはスタンプカードになっており、スタンプが10個たまると図書委員会が作成したしおりを1枚もらえるようにし、読書に対する意欲を高めています。
本の題名しりとりゲーム(図書館祭り)	多くの本に触れてほしいという図書委員会の願いから、図書館祭りのイベントとして、「本の題名しりとり」を実施しています。題名でしりとりをし、5冊つなげられたら、しおりをプレゼントします。
担任のおすすめ本の紹介(図書館祭り)	図書委員会で担任の先生へインタビューを行い、おすすめの本の題名とすすめる理由を聞き、お昼の放送で紹介をし、本への関心を持てるようにしています。
課題図書や新刊の紹介	今年度の課題図書を各学級で回したり、新刊が入ったときには、図書委員長から紹介をしたりして、多くの子が関心を持てるようにしています。



5 民間団体における取組

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う「読み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたりする活動等が行われています。



町内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものを奨励します。

■具体的な施策

取 組	内 容
地域のボランティアによる読み聞かせ等の実施とボランティアの充実	地域のボランティアの協力により読み聞かせや読書を楽しめる機会を増やしていきます。 地域で読み聞かせを実施するボランティアの意見を聞く機会を設け、協力・支援を行います。
地域の各施設による児童書の充実	子育て支援センターや放課後等デイサービスなどの子育て事業を行う施設や団体に対し、図書館の「団体貸出し」サービスを周知し、有効利用してもらうことにより、施設の児童書の充実を図ります。
地域で行われる子育て事業での読書推進	子育てサロンや子育て支援センター、子ども館などにおいて、ボランティアなどによる読み聞かせを実施・支援します。
子どもの読書活動推進事業の奨励	地域のボランティアや企業の社会貢献活動の取組等において、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものを奨励します。

北方町子どもの読書活動推進計画<第2次>
令和7年度～令和14年度

発行年月：令和7年8月
編集・発行：北方町教育委員会
住所：〒501-0492
岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地
TEL：058-323-1115
FAX：058-323-3890